

引上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障施策に要する経費内訳

【歳入決算額】 地方消費税交付金 293,058千円 （一般分 121,454千円、社会保障財源分 171,604千円）

【歳出決算額】 社会保障施策に要する経費 1,737,400千円

（単位：千円）

科 目 名		経 費	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国(県)支出金	町 債	その他	引上げ分の地方消費税（社会保障財源化分の交付金）	その他
社会福祉費	社会福祉総務費	138,556	24,079	0	1,508	4,466	108,503
	障害者福祉費	326,899	229,631	0	0	19,736	77,532
	老人福祉費	245,489	26,496	0	6,046	50,360	162,587
	社会福祉施設費	13,862	0	0	0	0	13,862
	国民年金費	5,835	4,038	0	0	0	1,797
	国民健康保険事業費	107,346	51,912	0	0	9,549	45,885
	地域福祉基金費	1	0	0	0	0	1
	介護保険事業費	220,752	14,856	0	8,466	44,467	152,963
児童福祉費	児童福祉総務費	133,625	64,459	52	8,570	13,327	47,217
	児童措置費	303,699	226,860	0	11,228	17,321	48,290
	子ども・子育て支援給付費	21,497	17,089	0	0	1,164	3,244
保健衛生費	保健衛生総務費	58,046	62	0	120	0	57,864
	予防費	153,277	1,447	0	4,648	10,225	136,957
	母子衛生費	5,120	40	0	0	989	4,091
	子育て世代包括支援センター母子保健型事業	3,396	1,054	0	4	0	2,338
合 計		1,737,400	662,023	52	40,590	171,604	863,131

※この内訳表は、引上げ分に係る地方消費税収（市町村交付金を含む。以下同じ。）について、地方税法第72条の116に「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。以下同じ。）に要する経費（以下、社会保障施策経費という。）に充てるものとする」と規定されていることから、当該地方消費税収を社会保障施策経費に充てていることを示すものです。